

市 長	副市長	部 長	課 長	参 事	課長補佐	係 長	記 録

【所属名：市民部環境生活課】
【会議名：糸魚川市交通安全対策会議】

■開示

☐一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)

☐不開示

☐時限不開示 (開示: 年 月 日)

会 議 録

作成日 令和7年11月13日

日	令和7年11月13日(木)	時間	10:30 ~ 11:40	場所	市役所 201・202 会議室
件名	令和7年度 第1回糸魚川市交通安全対策会議				
出席者	【出席者】(以下、敬称略) 久保田 郁夫、坂内 幸介、吉田 仁史、大滝 智洋、湯上 勝弘、小島 隆広(代理出席)、佐々木 広司(代理出席)、渡邊 元(代理出席)、比護 泰子、山本 喜八郎(代理出席)、武藤 悟、星野 剛正、長崎 英昭、小川 豊雄、陶山 智 【欠席者】 なし 【事務局】環境生活課 木島 美和子、水島 誠仁、土沢 修栄 【説明者】糸魚川警察署交通課 柳 昭平				
	傍聴者定員		人	傍聴者数	0 人

会議要旨

1 開会
2 会長あいさつ
3 委員、事務局紹介
4 第12次糸魚川市交通安全計画策定スケジュール(案)について
【事務局説明】
・12/11(木)市議会市民厚生常任委員会
・1/5(月)～2/3(火)パブリックコメント実施
・2/9(月)第2回交通安全対策会議
・3/4(水)市議会市民厚生常任委員会
5 議題
第12次糸魚川市交通安全計画(案)について
第1章～第2章

【事務局説明】

- ・第1章～第2章を説明

【補足説明】

(糸魚川警察署)

- ・今年の事故発生件数は県内減少傾向だが、糸魚川署管内では微増。
- ・人身事故の発生件数が34件。昨年1年間の発生件数が34件であったため、昨年よりも増加する見込みである。
- ・死亡事故については、1件目、2件目ともに6月に発生。1件目が国道148号大所トンネルで大型貨物自動車と普通乗用車が正面衝突。普通乗用車の運転手が亡くなった。
- ・2件目は、青海地域の市道で、道路横断中の高齢者が、高齢者が運転する普通乗用車にはねられた。
- ・3件目は、根小屋地区の県道で高齢者が運転する軽トラックがカーブを曲がり切れず、電柱にぶつかり炎上した事故。
- ・今年の事故の特徴として、例年と同様だが、高齢者の割合が高い。
- ・10月末までの全事故31件のうち、15件(約48%)が高齢者が関与している事故。県内平均は44.3%。
- ・2点目の特徴として、国道での事故が多い。全事故31件中、20件が国道での事故。発生割合としては約65%が国道で発生。国道8号が14件(前年比プラス3件)、国道148号では6件(前年比マイナス2件)となっている。
- ・3点目の特徴として、正面衝突の事故が多い。全事故31件中、22件が車両同士の事故で、そのうち5件が正面衝突事故。原因としては、居眠りが2件、携帯電話使用が2件、あと1件は事故の衝撃によって記憶をなくしてしまったようで不明。
- ・4点目の特徴として、交差点での車両の衝突事故が多く、今年は6件発生している。歩行者が信号待ちして渡り始める時に巻き込まれてはねられている。信号機で交通整理されている交差点の方が発生率が高い。
- ・高齢者事故防止対策として、今年度シルバードライビングスクールを2回実施。また、高齢者サロンへの出前型安全教育も行っている。

(西日本旅客鉄道株式会社)

- ・管内では、昨年は大きな事故は発生していない。
- ・今年8月に大野小学校の近くで物損事故が発生。通行される皆様に迷惑をかけた。
- ・11月に踏切設備の故障が発生し、糸魚川駅から姫川駅間の4つの踏切が遮断した。検知器の中の回路が損傷し、設備の劣化から故障に発展した。
- ・渡っている途中に遮断を受け、線路の中に取り残された場合は、遮断機をそのまま自動車で押せば脱出することができる。遮断機を折ってしまった場合は、踏切非常ボタンのところに連絡先が書いてあるので、そちらの方に連絡をいただければ遮断機の取り替え等を行う。

(えちごトキめき鉄道株式会社)

- ・2015年(平成27年)3月の開業以来、大きな事故はない。
- ・弊社においては11の踏切があり、いずれの踏切も踏切警報器と踏切遮断機がついている。いわゆる4種踏切といわれるものは存在しない。
- ・11の踏切には、踏切支障報知装置というものが付いており、緊急の際に押すと赤信号で列車が止まるという仕組みになっている。
- ・社としても、春と秋の交通安全週間に踏切での事故防止キャンペーンを行っており、今後も継続し

ていく考え。踏切横断の際は、無理な横断をしないということをお願いしたい。

【質疑】

質疑なし

(会長)

・第 1 章から第 2 章につきましては、国県の計画が公表された段階で必要な箇所を修正させていただきたいと思うがよろしいか。

→一同、異議なし

第 3 章～第 5 章

【事務局説明】

・第 3 章～第 5 章を説明

【質疑】

(会長)

・危険運転の項目に高速道路の逆走について盛り込んでどうか。

(事務局)

・高速道路における逆走は、危険運転の根絶の項目でもよいが、高齢者の交通事故防止といったところでもよいかと考えられる。やはり、逆走というと高齢者の方が圧倒的に多い状況か。

(委員)

・統計的には確かに高齢者の方が多いが、今年の 4 月 26 日に東北自動車道で発生した事故は、若い方というか、まだ働き盛りの方の事故で報道でも取り上げられた。これまでも逆走対策を講じてきたが、逆走が発生する特徴として、平面交差があるインターチェンジが間違えられやすいということで、糸魚川市内だと能生インターチェンジと親不知インターチェンジがそれにあたる。これらの対策について会社全体として方針を検討していて、加えて今、国交省の指導ももらいながら、対策を検討しているところである。

(会長)

・第 5 節の危険運転の根絶の中の一文に、“重大な交通事故につながる「あおり運転・高速道路の逆走について」というふうに書き加えてはどうか。

(事務局)

・第 4 章の重点施策の中にも、その旨を書けるようであればと思う。平面交差の逆走防止対策については今どのような感じで進んでいるものか。

(委員)

・現段階では検討中としか申し上げられない。

(事務局)

・今後の検討課題または検討中というような方向で記載させていただきたい。

(会長)

・第 3 章から第 5 章について、国県の中間案とすり合わせしながら、進めさせていただくということではよろしいか。

→一同、異議なし

6 その他

(委員)

・大雪の時、高速道路も国道8号もストップする。国道は、普通の人たちが生活道路として使ってるわけだから、区間を定めてでも片道あるいは対面で時間制限にする等できないだろうかと思と話をする。災害時でも同様に。

(委員)

・警察のパトカーに赤色灯をつけているが、道路パトロールか何かの人たちも昼間に赤色灯をつけている。赤色灯というのは、本来は危険を知らせるものはず。高速道路を走ってたらず、道路パトロール車が赤ランプで走っていることがあり、みんな怖がる。注意喚起で走る場合は黄色にできないものか。黄色灯火で走っていれば注意喚起だと思すが、赤色灯はどういう車につけられるのか？

(委員)

・緊急車両の要件というものがあり、その要件により赤色灯を設置していると思す。

(事務局)

・当課でも防犯パトロール用に青色灯を車両につけているが、車両に対して陸運局の許可をもらっている。走行は講習を受けた者が必ず2名以上でパトロールに回るといふ形になっている。

(委員)

・NEXCOなどの高速道路内は、緊急指定車両に指定された車両は赤色灯、道路維持管理車両については黄色灯を設置することとなっている。赤色灯を回すといふことは、緊急走行をしてる時である。

(委員)

・ただ先導していた時だったが。

(委員)

・例えば、道路の先で工事をするのに、後ろから走ってきた車の速度を制限させるような規制をするときなどは緊急走行といふことで赤い赤色灯を回してる場合もある。事故現場に向かう時も同様だ。

(委員)

・そのことは広報等で周知されているのか。

(委員)

・事故や故障車が多いのが現状で、赤いランプを回しながら現場に向かう車を見かけることは多いかもしれない。そういう場合は、道路情報板等でお知らせしているといふことで理解いただきたい。

(会長)

・基本的に事故の未然防止と、これから起こり得る予測の中において赤色灯での管理といふのはあると思す。市民の皆さんからするとそういった疑問が生じていることを我々も理解しながら、説明できるように対応していきたい。

7 閉会

【事務局説明】

・次回会議は、2月9日(月)に開催予定